

○松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱

令和元年6月28日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における人身事故の防止を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、通学路、避難地又は避難路（以下「通学路等」という。）に面するひび割れ、傾き等がある危険なブロック塀等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において松浦市危険ブロック塀等除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）をいう。
- (2) 通学路 児童又は生徒が市内の小中学校の通学に利用する道路をいう。
- (3) 避難地 次に掲げる施設として松浦市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、松浦市が作成した地域防災計画をいう。）第3章第6節別表1に個別の名称の記載があるものをいう。
 - ア 指定避難所
 - イ 指定緊急避難場所
 - ウ 福祉避難所
 - エ 福祉避難所予定施設
- (4) 避難路 市民が、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、避難地に避難する経路で、松浦市建築物の耐震改修促進計画第2章（5）緊急輸送道路のほか、市長が別途定めるものをいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等とする。

- (1) 通学路等に面して設けられ、かつ、道路の設置面からの高さが1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、危険な状態にあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路等に面して設けられているブロック塀等で、倒壊等の危険性により除却が必要であると市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税（市外居住者においては住所地の市区町村税。以下同じ。）の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の存する土地の登記事項証明書又は土地家屋償却資産課税（補充）台帳に所有者として登録されている者
 - (2) 前号に規定する者の相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を受けた者
 - (4) 補助対象ブロック塀等の存する土地が複数人の共有名義である場合は、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を得た者
 - (5) 補助対象ブロック塀等の築造者が補助対象ブロック塀の存する土地の所有者と異なる場合は、築造者及び土地の所有者（以下「関係者」という。）全員（補助金の申請をしようとする者が関係者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。
- (1) 法人
 - (2) 松浦市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員
 - (3) 前号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者
（補助対象工事）
- 第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象ブロック塀等を除却するために行うもので、次に掲げる要件の全てに該当する者と契約して行う工事とする。ただし、工事のうち、除却により発生する産業廃棄物の積込、運搬、処分を除く。
- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としてしない。
- (1) 補助金の交付決定前に着手した場合
 - (2) 同一の工事において他の制度等に基づく助成等を受けようとする場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める場合
（補助金の額）
- 第6条 補助金の額（消費税及び地方消費税相当額を除く額）は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用の総額に3分の2を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。ただし、補助対象ブロック塀等が通学路に面し、かつ、補助対象者の

所属する世帯が市税非課税世帯である場合は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用の全額とし、75,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(事前協議)

第7条 補助対象ブロック塀等の除却を行おうとする者は、事前に都市計画課に相談し、補助事業の対象となるか協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に2部提出するものとする。

- (1) 工事計画書(様式第2号)
- (2) 通学路に面していることを証する証明書(様式第3号)
- (3) 申請者が、市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 第4条第1項第3号に該当する場合は同意書(様式第4号)
- (5) 位置図
- (6) 現況写真(危険な状況が分かるもの)
- (7) 補助対象ブロック塀が存する土地の登記事項証明書又は土地家屋償却資産課税(補充)台帳の写し
- (8) 申請者が補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は、委任状
- (9) 第6条第1項ただし書に規定する場合の補助金額により申請を行う場合は、申請者の世帯に係る市税の非課税世帯である旨の証明書
- (10) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金却下決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に補助対象工事を完了すること。ただし、当該通知を受けた日の属する年度の2月末までに補助対象工事が完成するものに限る。
- (3) 補助対象工事完了後の土地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(4) 補助対象工事において除却する補助対象ブロック塀等が土留めを兼ねている場合は、その除却後、土等が通学路等へ流出しないように必要な措置を講じること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(交付申請の変更等)

第11条 第9条第1項の規定による決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、直ちに松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更交付申請書（様式第7号）に変更内容を示す書類を添付して、市長に2部提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更を承認するときは松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、承認しなかった場合は、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更却下決定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第12条 交付決定者は、補助対象工事を中止したときは、速やかに松浦市危険ブロック塀等除却費補助対象工事中止届（様式第10号）により市長に届け出るものとする。

(申請の取下げ)

第13条 交付決定者は、第8条の規定による申請を取り下げようとする場合は、速やかに松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請取下げ書（様式第11号）により市長に届け出るものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、前2条の規定による届出により補助金交付決定を取り消すときは、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第15条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事完了後30日を経過した日又は、当該通知を受けた日の属する年度の2月末のいずれか早い日まで松浦市危険ブロック塀等除却費補助事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に2部提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事写真（着工前、除却工事施工状況及び完了時のもの）

(3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第14号）

(4) 工事代金領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(完了確認)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該工事がこの告示に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、補助金の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるため必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(補助金の確定)

第17条 市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金確定通知書(様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事を取り止めたとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金(全部・一部)取消通知書(様式第17号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等に対する協力)

第21条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付等に関し、市長が必要な検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第22条 補助対象者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金を受けてから5年間保管しなければならない。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失

効前に交付の決定した補助金に係る第 19 条から第 22 条の規定については、この告示の失効後もなお効力を有する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日告示第 26 号）

この告示は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 2 日告示第 97 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日告示第 31 号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

（表面）

年 月 日

松浦市長

様

申請者 住 所

氏 名

⑨

連絡先

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請書

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金の交付を受けたいので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、本申請に当たり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の確認のため、警察署へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、市長が関係機関へ調査すること及び当該調査に対し関係機関（警察署を含む。）が回答することに同意します。

補助対象ブロック 塀等の概要	所在地	松浦市
	種 類	
	高 さ	道路の設置面からの高さ m
		補助対象となる除却部分の高さ m
	延 長	補助対象となる除却部分の長さ m
補 助 事 業 の 経 費 所 要 費	除却に要する費用 円 ①	
交 付 申 請 金 額	□補助対象ブロック塀が通学路に面し、非課税世帯の場合 円（上限 75,000 円）	
	□上記以外の場合（①×2/3） 円（上限 50,000 円） （1,000 円未満を切り捨て）	
補 助 事 業 の 実 施 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏面)

申請者区分	☐ 1 補助対象ブロック塀等の土地の登記事項証明書又は土地家屋償却資産課税(補充)台帳に所有者として記録されている者 ☐ 2 1の者の相続人 ☐ 3 1又は2の者から対象建築物の除却について同意を受けた者
他の制度等に基づく補助金の申請の有無	☐ 有 ☐ 無
添付書類	☐ 市税を滞納していないことの証明書 ☐ 工事計画書(様式第2号) ☐ 通学路に面していることを証する証明書(様式第3号の1) ☐ 位置図 ☐ 現況写真 ☐ 工事見積書(内訳明細の付いたもの) ☐ 登記事項証明書 又は土地家屋償却資産課税(補充)台帳の写し [以下は必要に応じて添付] ☐ 同意書(様式第4号) ☐ 同意書に押印された印鑑の印鑑登録証明書 ☐ 委任状 ☐ 第6条第1項ただし書による申請を行う場合は、申請者の世帯に係る市区町村税の非課税世帯である旨の証明書 ☐ その他()
誓 約 事 項 1 私は、「松浦市暴力団排除条例(平成24年松浦市条例第27号)」(以下「暴力団排除条例」という。)に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。 2 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。 (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者 (2) 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者 (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者 (4) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者 (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者 (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者 3 私は、今後、ブロック塀等を新設、改修する場合は、長年にわたり適正な管理に務めます。また、土留めを兼ねているブロック塀等を除却する場合は、除却後、土等が通学路へ流出しないよう適切な措置を講じます。 4 私は、危険ブロック塀等の除却の実施にあたり、紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。	

備考 押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号（第8条関係）

工事計画書

申請者	住 所： 氏 名：	
補助対象ブロック 塀等の概要	地 名 地 番：松浦市 種 類： ☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 組積造（ ） 土 留 め： ☐ 兼ねている ☐ 兼ねていない 高 さ：道路の設置面からの高さ m 延 長：補助対象となる除却部分の高さ m 補助対象となる除却部分の長さ m	
工事の概要	☐ ブロック塀等の全てを除却 ☐ ブロック塀等の一部を除却 ※ブロック塀等の一部を除却する場合は、除却を行う箇所の図面を添付してください。	
施工予定者	本店所在地 又は住所	
	商号及び代 表者名又は 個人氏名	
	許可番号 (登録番号)	☐ 建設業許可 ☐ 国土交通大臣 ・ ☐ 長崎県知事 ()第 号(工事業)主 任(監理)技術者の氏名： ----- ☐ 解体工事業登録 長崎県知事 登内－ 第 号 技術管理者の氏名：
	担当者名	
	連絡先	
工事見積額	金 _____円 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。	
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

松浦市立 学校 御中

申請者 住 所
氏 名
連絡先

通学路であることの証明願

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請に係る下記のブロック塀等が、松浦市内小中学校に通学する児童・生徒の通学路に面していることを証明願います。

記

ブロック塀等の所在地

松浦市 町 免 番地
(別添位置図及び写真参照)

上記ブロック塀等が、松浦市内小中学校に通学する児童・生徒の通学路に面していることを証明します。

年 月 日

松浦市立 学校 校長

㊟

様式第4号（第8条関係）

同意書

松浦市長 様

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱の規定により、下記補助金申請者が補助対象ブロック塀等を除却すること及び補助金申請を行うことについて同意します。

記

【補助対象危険ブロック塀等】

- ・所在地： 松浦市
- ・種類：
- ・高さ：道路の設置面からの高さ m
補助対象となる除却部分の高さ m
- ・延長：補助対象となる除却部分の長さ m

【補助金申請者】

- ・申請者住所：
- ・申請者氏名：

同意 年月日	権利 の 種類	住 所	氏 名	印

備考

- 1 「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について有する権利（所有権、相続人等）をそれぞれ記入してください。
- 2 印は、実印とし、印鑑登録証明書を1部添付してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、
次のとおり決定したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱
第 9 条第 1 項の規定により通知します。

補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
交付決定金額	円
交付の条件	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、
次のとおり決定したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱
第 9 条第 2 項の規定により通知します。

補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
却下の理由	

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更交付申請書

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請の内容を変更しましたので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

番 号 及 び 年 月 日	第 年 月 日 号
交 付 決 定 金 額	円
補助対象ブロック 塀 等 の 所 在 地	松浦市
変 更 内 容	
変 更 理 由	
変更交付申請金額	円（1,000 円未満を切り捨て）

添 付 書 類	☐ 変更後の工事計画書（様式第 2 号） ☐ 変更後の工事見積書の写し ☐ その他（ ）
---------	---

備考 押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市危険ブロック塀等除却費補助事業については、次のとおり変更したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
変更理由	
変更後の 交付決定金額	円
変更後の 交付の条件	

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金変更却下決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市
危険ブロック塀等除却費補助事業については、次のとおり決定したので、
松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に
より通知します。

補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
補助事業の 変更内容	
却下の理由	

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助対象工事中止届

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請に係る補助対象工事を中止しましたので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。なお、提出済みの書類に関しては、返却を求めません。

番号及び年月日	第 年 月 日 号
交 付 決 定 金 額	円
補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
補助対象工事を 中止する理由	
補助対象工事を 中止する年月日	年 月 日

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付申請取下げ書

松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり取り下げます。なお、提出済みの書類に関しては、返却を求めません。

番号及び年月日	第 年 月 日 号
交 付 決 定 金 額	円
補助対象ブロック 塀 等 の 所 在 地	松浦市
取下げ理由	

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで届出のあった（中止・取下げ）については、次のとおり決定したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
補助対象工事の （中止・取下げ） 理 由	
交付決定取消金額	円

様式第 13 号（第 15 条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のあった松浦市危険ブロック塀等除却費補助事業について、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり報告します。

番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
補助対象ブロック 塀 等 の 所 在 地	松浦市
補 助 事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
添付書類	☐ 工事請負契約書の写し ☐ 工事写真（着工前、除却工事施工状況、完了） ☐ 工事完了証明書（様式第 14 号） ☐ 工事代金領収書の写し ☐ その他（ ）

備考 押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

工事完了証明書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 申請者 | 住所
氏名 |
| 2 | 工事場所 | 松浦市 |
| 3 | 工事内容 | ☐ ブロック塀等の全てを除却
☐ ブロック塀等の一部を除却
※ブロック塀等の一部を除却した場合は、除却
を行う箇所の図面を添付してください。 |
| 4 | 工事期間 | 工事着工日 年 月 日
工事完了日 年 月 日 |

上記のとおりブロック塀等を除却したことを証明します。

年 月 日

工事施工者
住所
商号及び代表者名

連絡先



様式第 15 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
補助金の 交付対象内容	年 月 日付け実績報告書記載のとおりとする。
交付決定額	円
交付確定額	円

様式第 16 号（第 18 条関係）

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付請求書

一金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった
 年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金を上記のとおり交付
 されるよう、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 18 条の規
 定により請求します。

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所
 氏 名

㊞

振込先

振込先金融機関名	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本店 (出張所) 支店 支所
	預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座 (該当を○で囲む)	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		

備考 押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する
 場合には、押印を省略することができる。

様式第 17 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市危険ブロック塀等除却費補助金
（全部・一部）取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市危険ブロック塀等除却費補助事業については、次のとおり決定したので、松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により通知します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助対象ブロック 塀等の所在地	松浦市
補助対象工事の （全部・一部） 取消理由	
交付決定取消金額	円

